

平成十二年建設省告示第千四百四十六号（建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件）改正案

改 定 案	現 行 告 示				
<p>第一～第三 略</p> <p>別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）</p> <table border="1" data-bbox="147 788 1093 1439"> <tr> <td data-bbox="147 858 286 1062">第一第一号に掲げる建築材料</td> <td data-bbox="286 788 1093 1439">                     日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五二五（鋼管ぐい）一九九四、JIS A五五二六（H形鋼ぐい）一九九四、JIS E一〇一（普通レール及び分岐器類用特殊レール）二〇〇一、JIS E一〇三（軽レール）一九九三、JIS G三〇一（一般構造用圧延鋼材）一九九五、JIS G三〇六（溶接構造用圧延鋼材）一九九九、JIS G三一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）一九九八、JIS G三三六（建築構造用圧延鋼材）一九九四、JIS G三三八（建築構造用圧延棒鋼）一九九六、JIS G三三〇一（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九八、JIS G三三一一（塗表溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九                 </td> </tr> </table>	第一第一号に掲げる建築材料	日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五二五（鋼管ぐい）一九九四、JIS A五五二六（H形鋼ぐい）一九九四、JIS E一〇一（普通レール及び分岐器類用特殊レール）二〇〇一、JIS E一〇三（軽レール）一九九三、JIS G三〇一（一般構造用圧延鋼材）一九九五、JIS G三〇六（溶接構造用圧延鋼材）一九九九、JIS G三一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）一九九八、JIS G三三六（建築構造用圧延鋼材）一九九四、JIS G三三八（建築構造用圧延棒鋼）一九九六、JIS G三三〇一（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九八、JIS G三三一一（塗表溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九	<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。</p> <p>建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件</p> <p>第一～第三 略</p> <p>別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）</p> <table border="1" data-bbox="1160 788 2119 1439"> <tr> <td data-bbox="1160 858 1299 1062">第一第一号に掲げる建築材料</td> <td data-bbox="1299 788 2119 1439">                     日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五二五（鋼管ぐい）一九九四、JIS A五五二六（H形鋼ぐい）一九九四、JIS E一〇一（普通レール及び分岐器類用特殊レール）二〇〇一、JIS E一〇三（軽レール）一九九三、JIS G三〇一（一般構造用圧延鋼材）一九九五、JIS G三〇六（溶接構造用圧延鋼材）一九九九、JIS G三一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）一九九八、JIS G三三六（建築構造用圧延鋼材）一九九四、JIS G三三八（建築構造用圧延棒鋼）一九九六、JIS G三三〇一（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九八、JIS G三三一一（塗表溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九                 </td> </tr> </table>	第一第一号に掲げる建築材料	日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五二五（鋼管ぐい）一九九四、JIS A五五二六（H形鋼ぐい）一九九四、JIS E一〇一（普通レール及び分岐器類用特殊レール）二〇〇一、JIS E一〇三（軽レール）一九九三、JIS G三〇一（一般構造用圧延鋼材）一九九五、JIS G三〇六（溶接構造用圧延鋼材）一九九九、JIS G三一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）一九九八、JIS G三三六（建築構造用圧延鋼材）一九九四、JIS G三三八（建築構造用圧延棒鋼）一九九六、JIS G三三〇一（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九八、JIS G三三一一（塗表溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九
第一第一号に掲げる建築材料	日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五二五（鋼管ぐい）一九九四、JIS A五五二六（H形鋼ぐい）一九九四、JIS E一〇一（普通レール及び分岐器類用特殊レール）二〇〇一、JIS E一〇三（軽レール）一九九三、JIS G三〇一（一般構造用圧延鋼材）一九九五、JIS G三〇六（溶接構造用圧延鋼材）一九九九、JIS G三一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）一九九八、JIS G三三六（建築構造用圧延鋼材）一九九四、JIS G三三八（建築構造用圧延棒鋼）一九九六、JIS G三三〇一（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九八、JIS G三三一一（塗表溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九				
第一第一号に掲げる建築材料	日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五二五（鋼管ぐい）一九九四、JIS A五五二六（H形鋼ぐい）一九九四、JIS E一〇一（普通レール及び分岐器類用特殊レール）二〇〇一、JIS E一〇三（軽レール）一九九三、JIS G三〇一（一般構造用圧延鋼材）一九九五、JIS G三〇六（溶接構造用圧延鋼材）一九九九、JIS G三一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）一九九八、JIS G三三六（建築構造用圧延鋼材）一九九四、JIS G三三八（建築構造用圧延棒鋼）一九九六、JIS G三三〇一（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九八、JIS G三三一一（塗表溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一九九				

<p>第一第二号に掲げる建築材料</p>	<p>JIS B-1051 (炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質 第一部:ボルト、ねじ及び植込みボルト) 2000、  JIS B-1054 1 (耐食ステンレス鋼製締結用部品の機械的性質 第一部:ボルト、ねじ及び植込みボルト) 2001、  JIS B-1054 2 (耐食ステンレス鋼製締結用部品の機械的性質 第二部:ナット) 2001、  JIS B-1180 (六角ボルト) 1994、  JIS B-1181 (六角ナット) 1993、  JIS B-1186 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット) 1995、  JIS B-1256 (平座金) 1998又はJIS B-1057 (非鉄金属製ねじ部品の機械的性質) 2001</p>
	<p>四、 JIS G3332 (溶融五十五%アルミニウム 亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) 1998、  JIS G3333 (塗装溶融五十五%アルミニウム 亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) 1998、  JIS G3350 (一般構造用軽量形鋼) 1987、  JIS G3352 (デッキプレート) 2001、  JIS G3353 (一般構造用溶接軽量H形鋼) 1990、  JIS G3444 (一般構造用炭素鋼管) 1994、  JIS G3466 (一般構造用角形鋼管) 1988、  JIS G3475 (建築構造用炭素鋼管) 1996、  JIS G4322 (建築構造用ステンレス鋼材) 2000、  JIS G5101 (炭素鋼鑄鋼品) 1991、  JIS G5102 (溶接構造用鑄鋼品) 1991又はJIS G5101 (溶接構造用遠心力鑄鋼管) 1991</p>

<p>第一第二号に掲げる建築材料</p>	<p>JIS B-1051 (炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質 第一部:ボルト、ねじ及び植込みボルト) 2000、  JIS B-1054 (ステンレス鋼製耐食ねじ部品の機械的性質) 1995、  JIS B-1180 (六角ボルト) 1994、  JIS B-1181 (六角ナット) 1993、  JIS B-1186 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット) 1995、  JIS B-1256 (平座金) 1998又はJIS B-1057 (非鉄金属製ねじ部品の機械的性質) 2001</p>
	<p>四、 JIS G3332 (溶融五十五%アルミニウム 亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) 1998、  JIS G3333 (塗装溶融五十五%アルミニウム 亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) 1998、  JIS G3350 (一般構造用軽量形鋼) 1987、  JIS G3352 (デッキプレート) 2001、  JIS G3353 (一般構造用溶接軽量H形鋼) 1990、  JIS G3444 (一般構造用炭素鋼管) 1994、  JIS G3466 (一般構造用角形鋼管) 1988、  JIS G3475 (建築構造用炭素鋼管) 1996、  JIS G4322 (建築構造用ステンレス鋼材) 2000、  JIS G5101 (炭素鋼鑄鋼品) 1991、  JIS G5102 (溶接構造用鑄鋼品) 1991又はJIS G5101 (溶接構造用遠心力鑄鋼管) 1991</p>

第一第三号に掲げる建築材料	JIS G3555(ワイヤロープ) 一九九八、JIS G3546(異形線ロープ) 二〇〇〇、JIS G3549(構造用ワイヤロープ) 二〇〇〇又はJIS G3550(構造用ステンレス鋼ワイヤロープ) 二〇〇三
略	略
第一第五号に掲げる建築材料	JIS Z3183(炭素鋼及び低合金鋼用サブマーシーク溶着金属の品質区分及び試験方法) 一九九三、JIS Z3111(軟鋼用被覆アーク溶接棒) 一九九一、JIS Z3112(高張力鋼用被覆アーク溶接棒) 一九九〇、JIS Z3114(耐候性鋼用被覆アーク溶接棒) 一九九九、JIS Z3111(ステンレス鋼被覆アーク溶接棒) 二〇〇三、JIS Z3112(軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ) 一九九九、JIS Z3113(軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ) 一九九九、JIS Z3115(耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ) 一九九九、JIS Z3110(耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ) 一九九九、JIS Z3113(ステンレス鋼アーク溶接フラックス入りワイヤ) 二〇〇三、JIS Z3114(ステンレス鋼サブマーシーク溶接ソリッドワイヤ及びフラックス) 一九九九、JIS Z3113(軟鋼及び高張力鋼用エレクトロスラグ溶接ソリッドワイヤ並びにフラックス) 一九九九又はJIS Z3111(アルミニウム及びアルミニウム合金溶加棒並びに溶接ワイヤ) 二〇〇〇

第一第三号に掲げる建築材料	JIS G3555(ワイヤロープ) 一九九八、JIS G3546(異形線ロープ) 二〇〇〇又はJIS G3549(構造用ワイヤロープ) 二〇〇〇
略	略
第一第五号に掲げる建築材料	JIS Z3183(炭素鋼及び低合金鋼用サブマーシーク溶着金属の品質区分及び試験方法) 一九九三、JIS Z3111(軟鋼用被覆アーク溶接棒) 一九九一、JIS Z3112(高張力鋼用被覆アーク溶接棒) 一九九〇、JIS Z3114(耐候性鋼用被覆アーク溶接棒) 一九九九、JIS Z3111(ステンレス鋼被覆アーク溶接棒) 一九八九、JIS Z3112(軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ) 一九九九、JIS Z3113(軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ) 一九九九、JIS Z3115(耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ) 一九九九、JIS Z3110(耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ) 一九九九、JIS Z3113(ステンレス鋼アーク溶接フラックス入りワイヤ) 一九九九、JIS Z3114(ステンレス鋼サブマーシーク溶接ソリッドワイヤ及びフラックス) 一九九九、JIS Z3113(軟鋼及び高張力鋼用エレクトロスラグ溶接ソリッドワイヤ並びにフラックス) 一九九九又はJIS Z3111(アルミニウム及びアルミニウム合金溶加棒並びに溶接ワイヤ) 二〇〇〇

第一第六号に掲げる建築材料	JIS A五五四〇（建築用ターンバックル） JIS A五五四一（建築用ターンバックル胴） JIS A五五四二（建築用ターンバックルボルト）
第一第七号に掲げる建築材料	JIS A五三八（レディーミクスコンクリート） 〇三（セメントとJIS R五二二四（HPCセメント） 規定されるセメントを用いるものを除く。）
略	略

第一第六号に掲げる建築材料	JIS A五五四〇（建築用ターンバックル） JIS A五五四一（建築用ターンバックル胴） JIS A五五四二（建築用ターンバックルボルト）
第一第七号に掲げる建築材料	JIS A五三八（レディーミクスコンクリート） 九八
略	略

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

建築材料の区分	品質基準	測定方法等
第一第二号に掲げる建築材料	一 略	一 略
	二 略	二 略 イ 略 ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び分析方法のいずれかによること 。 略

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

建築材料の区分	品質基準	測定方法等
第一第二号に掲げる建築材料	一 略	一 略
	二 略	二 略 イ（略） ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び分析方法のいずれかによること 。 略

料 号に掲 げる建築材	第一第二			
	一 略			
	二 略	二 次に掲げる方法によるか又はこれと同 等以上に 欄の基準値を測定できる方法 によること。 イ 二 略		
	三・四 略	三・四 略		
五 略	五 次に掲げる方法によるか又はこれと同 等以上に欠陥の有無及び外観の状況の測 定を行うことのできる方法によること。 イ 外観の状況の測定は、ボルトセット の構成材について、JIS B065			JIS G1113(鉄及び鋼) マンガンの定量方法) 1001 ) 略 JIS G1134(鉄及び鋼) アルミニウム定量方法) 1001 ) 略 JIS G1153(鉄及び鋼) スパーク放電発光分光分析方法) 1002 ) 略

料 号に掲 げる建築材	第一第二			
	一 略			
	二 略	二 次に掲げる方法によること。  イ 二 略		
	三・四 略	三・四 略		
五 略	五 次に掲げる方法によること。  イ 外観の状況の測定は、ボルトセット の構成材について、JIS B065			JIS G1113(鉄及び鋼)中 のマンガンの定量方法) 1001 ) 略 JIS G1134(鉄及び鋼)中 のアルミニウム定量方法) 1001 ) 一 略 ) 略 JIS G1153(鉄及び鋼) スパーク放電発光分光分析方法) 1005 ) 略

六 略	六 めっき付着量の測定は、JIS H0401（溶融亜鉛めっき試験方法）
	<p>九 一（製品の幾何特性仕様（GPS）） 表面性状：輪郭曲線方式：測定標準 第一部：標準片） 二〇〇二に規定される表面粗さ標準片又はJIS B0651（製品の幾何特性仕様（GPS）） 表面性状：輪郭曲線方式 触針式表面粗さ測定機（特性） 二〇〇一に規定される表面粗さ測定機並びに目視によつて行つこと。</p> <p>ロ 表面欠陥試験は、JIS Z3343 一（非破壊試験 浸透探傷試験 第一部：一般通則：浸透探傷試験方法及び浸透指示模様分類） 二〇〇一に規定される浸透探傷試験方法、JIS G0565（鉄鋼材料の磁粉探傷試験方法及び磁粉模様の分類） 一九九二に規定される磁粉探傷試験方法によること。</p> <p>ハ なじがある場合のなじの外観の状況の測定は、限界ゲージを用いて行つこと。</p>

六 略	六 めっき付着量の測定は、JIS H0401（溶融亜鉛めっき試験方法）
	<p>九（比較用表面粗さ標準片） 一九九六に規定される表面粗さ標準片又はJIS B0651（触針式表面粗さ測定器） 一九九六に規定される表面粗さ測定器並びに目視によつて行つこと。</p> <p>ロ 表面欠陥試験は、JIS Z3343（浸透探傷試験方法及び浸透指示模様の分類） 一九九二に規定される浸透探傷試験方法、JIS G0565（鉄鋼材料の磁粉探傷試験方法及び磁粉模様の分類） 一九九二に規定される磁粉探傷試験方法によること。</p> <p>ハ なじがある場合のなじの外観の状況の測定は、限界ゲージ又はこれと同等以上のなじ測定器を用いて行つこと。</p>

第一第三号に掲げる建築材料	五略	五 定着装置に鋼素線又は鋼より線を取り付けた試験片について引張試験を実施する方法又はこれと同等以上に引張耐力及び有害な変形を生じない限界耐力を測定できる方法によること。	九九九の四・の付着量試験方法によるか又はこれと同等以上に表面仕上げの組成及び付着量を測定できる方法によること。
	四略	四略	
	三略	一 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に 欄の基準値を測定できる方法によること。 イ 二略	
	二略	二略	
	一略	一 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に 欄の基準値を測定できる方法によること。 イ 八略	
	七略	七 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に 欄の基準値を測定できる方法によること。 イ 八略	

第一第三号に掲げる建築材料	五略	五 定着装置に鋼素線又は鋼より線を取り付けた試験片について引張試験を実施し、引張耐力及び有害な変形を生じない限界耐力を測定すること。	九九九の四・の付着量試験方法によること。
	四略	四略	
	三略	一 次に掲げる方法によること。 イ 二略	
	二略	二略	
	一略	一 次に掲げる方法によること。 イ 八略	
	七略	七 次に掲げる方法によること。 イ 八略	

第一第四号に掲げる建築材料	一 略	一 次に掲げる方法によるか又はこれと同 等以上に 欄の基準値を測定できる方法 によること。 イ・ロ 略
	二 略	二 次に掲げる方法によるか又はこれと同 等以上に 欄の基準値を測定できる方法 によること。 イ 略 ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方 法及び分析方法のいずれかによること 。 ・ 略 JIS G 1113 (鉄及び鋼 マンガンの定量方法) 1001 ・ 略 JIS G 1153 (鉄及び鋼 スパーク放電発光分光分析方 法) 1002 ・ 略
	三 略	一 次に掲げる方法によるか又はこれと同 等以上に 欄の基準値を測定できる方法 によること。 イ・ロ 略

第一第四号に掲げる建築材料	一 略	一 次に掲げる方法によること。  イ・ロ 略
	二 略	二 次に掲げる方法によること。  イ 略 ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方 法及び分析方法のいずれかによること 。 ・ 略 JIS G 1113 (鉄及び鋼)の マンガンの定量方法) 1981 ・ 略 JIS G 1153 (鉄及び鋼 スパーク放電発光分光分析方 法) 1995 ・ 略
	三 略	一 次に掲げる方法によること。  イ・ロ 略



第一第五号に掲げる建築材料	四略	四略
	一略	一 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に欄の基準値を測定できる方法によること。 イニ略
	二略	二 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に欄の基準値を測定できる方法によること。 イ・ロ略
	三略	三 JIS Z33100(溶接材料 寸法、許容差、製品の状態、表示及び包装)一九九九によるか又はこれと同等以上に欄の基準値を測定できる方法によること。
第一第六号に掲げる建築材料	一略	
	二略	二 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に欄の基準値を測定できる方法によること。 イニ略
	三略	三略

第一第五号に掲げる建築材料	四略	四略
	一略	一 次に掲げる方法によること。 イニ略
	二略	二 次に掲げる方法によること。 イ・ロ略
	三略	三 JIS Z33100(溶接材料 寸法、許容差、製品の状態、表示及び包装)一九九九によること。
第一第六号に掲げる建築材料	一略	
	二略	二 次に掲げる方法によること。 イニ略
	三略	三略

第一第七号に掲げる建築材料	四略	四次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に欄の基準値を測定できる方法によること。 イ略 ロ ねじの精度の測定は、限界ゲージを用いて行うこと。
	五略	五略
	一略	一 密度、凝結、安定性及び圧縮強さの測定は、JIS R5211（セメントの物理試験方法）一九九七、水和熱の測定は、JIS R5213（セメントの水和熱測定方法（溶解熱方法））一九九五、組成の測定は、JIS R5212（ポルトランドセメントの化学分析方法）一九九九又はJIS R5214（セメントの蛍光X線分析方法）二二二によること。
	二略	二略 イ略

第一第七号に掲げる建築材料	四略	四次に掲げる方法によること。 イ略 ロ ねじの精度の測定は、限界ゲージ又はこれと同等以上のねじ精度測定器具を用いて行うこと。
	五略	五略
	一略	一 密度、凝結、安定性及び圧縮強さの測定は、JIS R5211（セメントの物理試験方法）一九九七、水和熱の測定は、JIS R5213（セメントの水和熱測定方法（溶解熱方法））一九九五、組成の測定は、JIS R5212（ポルトランドセメントの化学分析方法）一九九九によること。
	二略	二略 イ略

三 略	<p>ロ アルカリシリカ反応性は、JIS A-1145（骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）） 又はJIS A-1146（骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）） によるか、又はこれらと同等以上にアルカリシリカ反応性を判定できる方法によること。</p>
<p>四 スラップ又はスラップフローの基準値が定められていること。ただし、固まらないときのコンクリートの変形状、流動性状及び材料分離に対する抵抗性についてスラップ又はスラップフローによる場合と同等以上に評価できる特性</p>	<p>四 スラップにあつては、JIS A-1147（コンクリートのスラップ試験方法） 一九九八に、スラップフローにあつては、JIS A-1145（コンクリートのスラップフロー試験方法） によること。ただし、スラップ又はスラップフロー以外の特性値とする場合に あつては、当該特性値について固まらない時のコンクリートの変形状、流動性状及び材料分離に対する抵抗性を、スラップ又はスラップフローによる場合と同等以上に測定できる試験方法によること。</p>

三 略	<p>ロ アルカリシリカ反応性は、JIS A-5318（シトラーミクストコンクリート） 一九九八附属書七又は附属書八によるか、又はこれらと同等以上にアルカリシリカ反応性を判定できる方法によること。</p>
<p>四 スラップの基準値が定められていること。ただし、固まらないときのコンクリートの変形状、流動性状及び材料分離に対する抵抗性についてスラップによる場合と同等以上に評価できる特性値にあつては、当該特性値とするのが</p>	<p>四 JIS A-1147（コンクリートのスラップ試験方法） 一九九八によること。ただし、スラップ以外の特性値とする場合に あつては、当該特性値について固まらない時のコンクリートの変形状、流動性状及び材料分離に対する抵抗性を、スラップによる場合と同等以上に測定できる試験方法によること。</p>

材料	第七号に掲げる建築物	第二十七号に掲げる建築物	略	七略	七略
				二了六略	二了六略
				一略	
				略	略
				六略	六 JIS A1144(コンクリートクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法) 二 一又はこれと同等以上に塩化物含有量を測定できる方法によること。
				五略	五略
					値にあつては当該特性値とすることができる。

材料	第七号に掲げる建築物	第二十七号に掲げる建築物	略	七略	七略
				二了六略	二了六略
				一略	
				略	略
				六略	六 JIS A5318(ポリアミンエポキシ樹脂) 一九九八附属書五又はこれと同等以上に塩化物含有量を測定できる方法によること。
				五略	五略
					できる。

別表第三 略

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

略	材料	イ 鋼材の溶接接合 JIS G〇五五三(鋼のマクロ組織試験方法) 一九九六 JIS G〇五六五(鉄鋼材料の磁粉探傷試験方法及び磁粉模様分類) 一九九二 JIS G三三四三一(非破壊試験 浸透探傷試験 第一部:一般通則:浸透探傷試験方法及び浸透指示模様分類) 二〇〇一、JIS G三三四四(金属材料のパルス反射法による超音波探傷試験方法通則) 一九九三に規定する方法又はこれらと同等以上に接合の健全性を確認できる方法によること。
	八・九 略	□ 略
	略	八・九 略

別表第三 略

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

略	材料	イ 鋼材の溶接接合 JIS G〇五五三(鋼のマクロ組織試験方法)、JIS G〇五六五(鉄鋼材料の磁粉探傷試験方法及び磁粉模様分類) 一九九二 JIS G三三四三(浸透探傷試験方法及び浸透指示模様分類) 一九九二、JIS G三三四四(金属材料のパルス反射法による超音波探傷試験方法通則) 一九九三に規定する方法又はこれらと同等以上に接合の健全性を確認できる方法によること。
	八・九 略	□ 略
	略	八・九 略

